

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人亜細亜学園（以下「学園」という。）の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、学校法人亜細亜学園寄附行為第5条に定める理事及び監事をいい、次のとおりである。

- (1) 理事長及び会長
- (2) 学長
- (3) 専務理事及び常務理事
- (4) 理事のうち専任職員の身分のある者
- (5) 上記1号から4号までに該当しない非常勤の理事
- (6) 監事

2 この規程における評議員とは、学校法人亜細亜学園寄附行為第19条に定める評議員をいう。

(報酬額)

第3条 役員及び評議員の報酬額については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項1号については、別表1に定める基準額を支給する。ただし、理事会は別表1に定める範囲内で基準額と異なる金額を支給することができる。
- (2) 前条第1項2号及び3号については、別表1に定める範囲内で理事長が定める金額を支給する。ただし、専任職員の身分のある者が学長に選出された場合、定年退職するまでの間は、別表1に定める役員報酬を職員給与に加えて支給する。
- (3) 前条第1項4号については、別表2に定める理事手当を職員給与に加えて支給する。
- (4) 前条第1項5号及び6号並びに第2項については、無報酬とする。

(通勤手当)

第4条 第2条第1項1号から3号までの役員については、通勤手当支給規程を準用し、通勤手当を支給することができる。

2 第2条第1項4号から6号までの役員については、役員としての通勤手当を支給しない。

(支給方法等)

第5条 報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

- 2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 月の途中における就任又は退任にかかわらず、報酬は全額支給する。
- 4 報酬は、法令に定めるもの及び本人が同意するものを源泉控除して支給する。

5 報酬の計算をするとき、各項目につき集計の結果生じた円単位未満の金額は、円単位に切り上げる。

(退任慰労金)

第6条 役員及び評議員が退任したときは、退任慰労金又は退任慰労記念品を贈ることができる。

2 退任慰労金は、第2条第1項1号から3号までの役員（専任職員の身分のある学長を除く）に支給することができるものとし、別表3に定める額に在任期数（在任年数が当該任期に満たない場合は月割りとする。）を乗じて得た金額を支給する。

3 退任慰労記念品は、第2条第1項5号及び6号の役員並びに専任職員の身分のない評議員に贈ることができるものとし、別表4に定める金額を支給する。

(旅費)

第7条 役員が職務の執行のため出張するときは、旅費規程及び海外出張旅費規程の学長の区分に基づき旅費を支給する。ただし、専任職員の身分のある役員については、旅費規程及び海外出張旅費規程の当該職名の区分に基づき旅費を支給する。

(学校補償)

第8条 理事会は、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を補償することができる。

(1) 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

(2) 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

a 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

b 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 前項の定めにかかわらず、次に掲げる費用等を補償することはできない。

(1) 前項1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

(2) 前項2号の損害を賠償するとすれば当該役員が学園に対して私立学校法第44条の2に定める責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

(3) 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 理事会は、第1項1号の規定により役員に補償を行った後、当該役員が自己又は第三者の不正な利益を図り、もしくは学園に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 この規定に基づき補償を受けた理事及び補償をした理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

役職名	役員報酬（月額）			
	専任職員の身分のない者			専任職員の身分のある者
	下限額	基準額	上限額	
理事長（常勤）	1,500,000円	1,750,000円	2,000,000円	
理事長（非常勤）	500,000円	700,000円	900,000円	
会長（非常勤）	500,000円	700,000円	900,000円	
学長	1,100,000円	1,300,000円	1,500,000円	300,000円
専務理事	1,100,000円	1,300,000円	1,500,000円	
常務理事	900,000円	1,100,000円	1,300,000円	

別表2

理事手当支給区分	月額
常勤理事：2号 （副学長の理事）	50,000円
常勤理事：2号 （学部長の理事）	30,000円
常勤理事：3号 （事務職員の理事）	30,000円
常勤理事：4号 （評議員会の意見を聴いて選出）	90,000円
常勤理事：6号 （教育職で功労者・学識経験者）	90,000円
常勤理事：6号 （事務職で功労者・学識経験者）	30,000円

別表3

役職名	退任慰労金
理事長（常勤）	5,000,000円
理事長（非常勤）	1,000,000円
会長（非常勤）	1,000,000円
学長	4,500,000円
専務理事	4,500,000円
常務理事	4,000,000円

別表4

退任慰労記念品支給区分	金額
第2条第1項5号及び6号の役員	30,000円
専任職員の身分のない評議員	30,000円